

『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します!!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何?

「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、 賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改 革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援すること を目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、 以下のようなことを 総合的に検討して支援!

- ・企業の実態に即した 労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロ セス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金

働き方改革推進支援センター (47都道府県に設置) 商工会議所・商工会、中央会等で、 セミナーや相談窓口への専門家派遣を実施



■ 電話・メール、来所による相談 (労働時間制度、賃金制度等に 関する一般的な相談)

商工会議所·商工会·中央会等

▶ ご希望に応じて、労務管理・企業経 営等の専門家が企業への個別訪問 によりコンサルティングを実施 (対業規則や賃金制度等の見直)

(就業規則や賃金制度等の見直し、 労働時間短縮 など)



中小企業等

▶ <u>身近な場所での、セミナーや</u> 出張相談会への参加

お問合せ、ご相談は、 電話・来所等のいず、 れでも可能です。

ひと、くらし、みらいのために



都道府県の働き方改革推進支援センターの 連絡先は裏面を御参照ください。



令和3年度働き方改革推進支援センター連絡先一覧

センター名	住 所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3ー33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北2-10-17 MSビル2階	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1丁目3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センタ	水戸市三の丸2-2-27 リバティ三の丸2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階	0120-174-864
東京働き方改革推進支援センター	千代田区神田富山町25 サンクス神田ビル2階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5ー77ー2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1-12-8 LEXN B 5階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター富山	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 2階	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市中御所岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル8階	0120-088-703
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地1 静岡県産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タスクール内)	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階	0120-100-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区堺町通夷川下る亀屋町167-1 ディピュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満二丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区八幡通3-2-5 N東洋ビル6F	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市板屋町22-2 和歌山中央通りビル2階 2031号	0120-547-888
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4F	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル5階	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネックス鳳陽B	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市磨屋町5-9 プラタ59 2階 203	0120-000-849
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992-2 高知県産業振興センター内	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2階-7	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205	0120-420-780 0120-420-781



労務担当者様

ひとつでもチェックがつきますか?

- □ 年次有給休暇5日間の取得を していない従業員がいる
- **□** 1ヶ月に**45時間超残業**している 従業員がいる
- □ 月60時間超の時間外労働に対する 割増賃金を払っていない
- □ パートタイマーに正社員と同じ手当を 支給していない
- コロナ禍による、テレワーク実施時の 労務管理が整っていない

働き方改革の推進のため、中小企業・小規模事業者等を中 心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重 労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等に ついて働き方改革に取り組む事業主の皆様に助言・提案な どの相談支援を行います。



- 電話・メール
- センター来所

神奈川働き方改革推進支援センタ-

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒231-0015

横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウェストビル 6F

MAIL hatarakikata@mb.langate.co.jp

FAX 0120-971-030

http:// 神奈川働き方改革推進支援センター .site

相談・セミナー情報詳細は、 ホームページをご覧ください。

神奈川 働き方改革 Q検索









年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019年4月~

時間外労働の 上限規制

大企業: 2019年4月~/中小企業: 2020年4月~

同一労働同一賃金

2020年4月~

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法 の運用は、2021年4月1日~

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上の全ての労働者に対し、時季を指定して毎年 5 日、年次 有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年360時間とし、臨 時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差 が禁止されます。



個別訪問申込書 FAX: 0120-971-030



神奈川働き方改革推進支援センター 宛 WEB 申込フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名						ご担!					
所在地	⊩	-									
連絡先	電話					_ , , , ,					
	FAX					E-MA					
訪問 希望日	・ 令和・ 令和	年	月 月 月	日 日 日	()	─────────────────────────────────────			相談希望 8電話を差し	
相談内容 ✓をお付け 下さい		残種助に 36 協労 の 36 協労 規 フ・ う い う に う に う に う に う で か か で で か か で か か で か か で か か か か か	の申請・済 司一賃金 賃金規定 動度の整備	_{俳正規労働者} 等の見ī 備	直し	□ : □ : 善 : □ :	賃金制 職務分	金制/ 換制/ 向上/ 度全/	度 への対応 般 職務評価		

【個人情報の取り扱いについて】

- 〕本申込書にご記入いただいた個人情報(以下「個人情報」)を取得する事業者:ランゲート株式会社(以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先:
- 情報通信部 PMR 担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp 取得した個人情報は、「令和 3 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」)の相談支援申 込みのために利用します。
- ▶当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者(中小企業・小規模事業者等に対する
- 働き方改革推進支援事業 専門家)に、個人情報を委託することがあります。

 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。

 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。